

石川県手話通訳者試験及び登録実施要綱

1 目的

聴覚障害者のコミュニケーションと情報を保障し、社会参加を促進し、その生活の向上に寄与するために、一定の専門性と倫理性を有する「手話通訳者」を登録することを目的とする。

2 主催

石川県 社会福祉法人石川県聴覚障害者協会

3 試験

(1) 実施

毎年1回行うものとし、その期日、場所等、必要な事項を、適切な広報手段によって一般に通知する。

(2) 試験実施方法

① 試験委員会の設置

試験委員会を設置する。その構成は次のとおりとする。

- ア 社会福祉法人石川県聴覚障害者協会役員
- イ 石川県登録手話通訳者（一級）
- ウ 関係行政機関職員
- エ その他、試験委員会が必要と認めた者

② 試験委員会の役割

試験問題、採点基準、合否判定基準（一級・二級）および具体的実施方法等を決定する。試験の実施、試験採点及び合否の判定を行う。

(3) 受験資格

県の登録手話通訳者として活動する意思のある者で、次のいずれかにあてはまる者が、受験の資格を有するものとする。

- ① 県が認める手話通訳者養成課程等を修了した者
- ② 手話通訳士

(4) 試験方法

試験は、手話通訳者として必要な知識と技術・能力について行うものとする。

- ① 筆記試験（手話・聴覚障害の基礎知識・障害者福祉・手話通訳のあり方・国語・一般教養）
- ② 場面通訳（モニターに写し出される手話を音声に、音声を手話に換え通訳をする）
- ③ 面接

(5) 受験申込

指定の期日までに、所定の受験申込書に必要書類を添えて申し込むものとする。

(6) 合否の通知

試験委員会より、合否の通知を行う。

4 受験手数料

試験実施に掛かる実費相当。

5 登録について

(1) 登録

① 合格した者は、「石川県登録手話通訳者名簿」(様式第1号)に登録される。

② 県は、毎年「石川県登録手話通訳者名簿」を作成し、市町等に配布する。

(2) 登録証の交付

県は、登録後速やかに別に定める「石川県登録手話通訳者証」(様式第2号)を該当者に交付する。

(3) 登録の更新

県は、5年ごとに登録の更新を行う。

6 登録手話通訳者の遵守事項

石川県登録手話通訳者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 県が認める手話通訳者現任研修会を受講し、技術と知識の研鑽に、日々励むこと。

(2) 通訳活動を通じて知りえた秘密を守ること。

7 登録の取り消し

県は、手話通訳者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

(1) 登録の辞退を申し出たとき。

(2) 登録更新時に申請がないとき。

(3) 登録手話通訳者の遵守事項に違反したとき。

(4) その他、知事が手話通訳者として不相当と認めたとき。

附 則

1 この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年 7月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年 3月 1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。